

2024年4月16日

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」に対する趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属

鈴木 庸介

立憲民主党無所属の鈴木庸介です。会派を代表して「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」について質疑を行います。

まず総理、外遊お疲れさまでした。様々な成果や課題があったかと思います。明後日の帰朝報告の本会議で同僚議員が質疑をさせていただきますので、本日は入管法の質問に入ります。

去年、日本人が84万人近く減る一方で、外国人労働者の数は約205万人と過去最高を記録しました。今後も多くの外国人に労働力としてこの国の産業を支えてもらわなければなりません。これまでの技能実習制度についてはアメリカ国務省の報告書で一部の技能実習生を人身取引被害者とされたほか、移動・通信の制限、パスポート等の取上げ、強制送還や家族に危害を及ぼすといった脅迫、身体的暴力、劣悪な生活環境、賃金差押え等の人権侵害が起きていることなど、多くの人権上の問題点が指摘されていました。さらに、外国の送出国や現地のブローカーが多額の手数料を取るため、日本に来る前から外国人が多額の借金を背負ってしまい、転職も認められていなかったため、どんなに劣悪な環境でも耐えて働かざるを得ないことも大きな問題でした。今回の入管法の改正について、人権と転職の問題について、政府が改善の方向を示したことについては一定の評価をいたします。しかし、機関の名称の変更や、制度の小規模な変更はあるものの制度全体の流れに大きな変化はなく、技能実習制度が抱える問題が本質的に解決できるかについては、大いに疑念を持つところです。自分や家族の将来のために多額の金を払って日本に来たものの、職場でひどい目に遭い、多くの外国人がその夢を絶たれました。今回の改正法はこれまで曖昧にされてきた外国人の人権問題を解決するものでなくてはなりません。

まず監理支援機関について伺います。

これまで技能実習生の募集や受け入れに関する調整や各種手続きを行うことや、受け入れ先に対する指導や監査を行ってきた監理団体の代わりに、実習生の募集から教育、転職活動までをトータルにサポートする監理支援機関というものが作られます。しかし、監理支援機関のほとんどは、これまで実習生を受け入れてきた監理団体がそのまま名前を変更するも

P

A

G

E

のです。監理団体は外国人が所属して働いている限りは毎年の監理費を受け取れますが、別の団体の管理下に行ってしまうと、年間の監理費を受け取れなくなります。そうした団体が本気で外国人のキャリアのために転職活動をサポートできるのでしょうか。総理に伺います、監理支援機関に外国人の転職のサポートしっかりとさせるために、具体的にどのような政策を検討していますでしょうか。

また、業種によって1年から2年働けば転職ができるということですが、総理は出稼ぎに来たほとんど日本語を話せない人たちが、来日して1年も経たないうちから日本の転職に係る諸手続きを勉強して、必要とあれば会社を休むなどして面接を受け、新生活に係る様々な準備を、実際にできるとお考えでしょうか。現実的には転職がしにくいような制度設計になっているのではないのでしょうか、見解を伺います。

企業などの受け入れ機関のサポートも考えなくてはなりません。多額の費用をかけて、育成就労の外国人を呼んだにも関わらず、今回の法律では1年を過ぎれば転職活動ができるわけです。つまり会社からすると1年で辞められてしまうリスクのある大変使いにくい制度である育成就労において、転職されてしまった際の人的経済的リスクについてはなんらかの措置を検討していますでしょうか。

さらに、多くの監理団体の役員等が受け入れ機関の役員等を兼任しており、企業を監理監督すべき立場の監理団体が、企業の利益を優先し実習生保護の役割を放棄しているとの指摘もあります。受け入れ機関と監理支援機関の兼職を全面的に禁止すべきだという意見もありますが、総理の見解を伺います。

日本に来る外国人が負担に思っていることのひとつに、様々な機関やブローカーが複雑に利益を得ようとするため、来日時に多額の費用が掛かるという問題があります。

監理団体が実習実施者から徴収する監理費の用途や金額の設定が不透明であるとの意見もある中、企業が直接育成就労の人材を海外から呼び寄せる方法についても検討するべきだと思いますが、今回の法案では海外に事業所を持っているような比較的体力のある企業でないと「単独型」で育成就労の外国人を呼ぶことはできないとなっています。つまり、本当に人手不足で困っている中小零細事業者は引き続き、機関を通さなければ人材を確保することができず、これまでの技能実習とほぼ同じ構図が継続していくのではと危惧しています。いくつもの機関を介さなくては外国人を呼べないという仕組みが残されたことについて、総理の見解を伺います。

次に滞在中の外国人の生活について伺います。

特定技能2号に移行すると家族を呼べるようになりますが、これは本国で家庭のある人たちに、事実上最低8年間は一人で過ごしなさいということに他なりません。また、そこから永住権を取るとなるとさらに5年、日本で働くこととなります。13年間働き、そのうち8

P

A

G

E

年は家族のいる方は単身赴任の状態日本で働くことでようやく永住権を得ることになりますが、総理はこの家族と8年も過ごせず、異国で慣れない仕事を13年間も続けるというこの制度の建付けが現在の国際情勢を鑑みて妥当性があり、法務省が主張するように中長期的に永住者の増加につながるとお考えでしょうか、見解を教えてください。

MOCについて伺います。

技能実習生を呼ぶときは、悪質な仲介事業者の排除などを目的とし、その国の政府と情報の交換や手続き事務が確実に実行されるようにする二国間取り決め MOC を作成しますが、今回の入管法の改正についても政府方針において二国間取り決めを新たに作成し、原則として当該取り決めを作成した国の送出国のみ受け入れを行うとされています。しかし、中国のようにこれまで二国間取り決めを締結していない国についてはどのように対応するのでしょうか、移行期間は従来の制度で受け入れ、終了後に二国間取り決めがないので受け入れを停止するといった事態になりうるのか、確認をさせてください。

次に在留カードおよび特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化について伺います。本法案では一体化は義務ではなく、希望者が任意に取得できるとされていますが、現行のマイナンバーカードと同じように、強制でない場合において外国人が進んで取得に動くことは想定しづらいものがあります。さらに新規入国者は入国時に空港で在留カードを受領し、住所地の市町村で特定在留カードの申請を行い、その後改めてカードを受領するという手間もかかります。希望する外国人が取得できるよう、なんらかの方策を検討していますでしょうか。

外国人は在留カードを携帯することと、求められれば提示しなくてはならないとの規定があります。しかし一体化したものを紛失した場合、マイナンバーカードについては1か月から2か月、再発行に時間がかかるといわれています。一体化したカードを紛失し、再発行の手続きを行っている最中、カードを紛失した外国人が提示を求められた際にはどのように対応するべきとお考えでしょうか、教えてください。

永住権について伺います。

これまで、永住権を取り消す要件は、虚偽の内容や手段で許可を得たり、虚偽の住所を届け出たりしていた場合などに限られていました。しかし本改正法では故意に税金や社会保険料を納付しないなど悪質なケースでは、在留資格を取り消せるとしています。しかし、多数の自民党の国会議員ですら、本来払うべき税金を払っていないなどと悪質なケースが指摘される中、外国人においても収入の減少や手続きのミス等により税金や社会保険料を払わないといけないと認識していながら、滞納するケースもあると思います。法案が規定する永住権が取り消される「故意」による不払いに、こうしたケースは含まれるのでしょうか。

P

A

G

E

税金や社会保険料の滞納、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反については日本人と同じように督促、差し押さえ、刑罰といったペナルティを科せば十分であり、外国籍住民にのみ日本で十分な生活基盤を築いて永住許可を得たにも関わらず在留資格取り消しというペナルティが科されるのは外国籍住民に対する差別であるとの指摘があります。このことについても見解を伺いたいと思います。

一方でこういう外国人もいます。永住権を付与されながら、基本的には海外に在住し、更新の時だけ日本に来る、つまり、永住権をもらいながら実際には海外に生活の拠点がある人たちです。こういう人たちについても、永住権がある限り、日本では納税や労働の実態がないにもかかわらず、いざとなった時には日本の社会インフラを使うことができるわけです。永住権を取り消す範囲を拡大するなら、永住権を持ちながら日本に生活の実態のない人たちの実情についても調査すべきだと思いますが、総理の見解をお伺いします。

転職を認めるといって、一見改善されたように見えますが、その転職のハードルは格段に高く、実質的に最初の職場に張り付かざるを得ない人々が大多数になることは容易に想像がつくのではないのでしょうか。アジアからの労働者の確保は韓国、台湾、オーストラリアといった地域のライバルに加えて、これまでEU域内で東欧などの外国人人材獲得に力を入れていたドイツなども、イギリスなどとの人材獲得競争に打ち勝つために、日本の二倍以上の最低賃金の高さを旗印にアジア市場に乗り込んできています。政府には一部の権益や建前にこだわることなく、本当に選ばれる国になるための大胆な改革が求められている、いやもう遅すぎる事態であることを改めて認識することをお願い申し上げて、私の質問を終わります。